

年末年始

2011

12/15

2012

▶1/15

無災害運動

主唱:中央労働災害防止協会 後援:厚生労働省

平成23年度年末年始無災害運動標語

声出して ゆるむ気持ちのネジしめて
年末年始も無災害



年末年始こそ安全衛生活動を強化しよう!

トップの安全衛生 パトロールの実施

トップ自らが、安全のパトロールを行い、職場を直接点検するとともに、作業者との対話の中から多くの体験や情報によって、職場の安全衛生上の問題点を把握し、解決につなげましょう。



日常的な安全衛生 活動の強化

年末年始のあわただしい時期であり、生活のリズムも変わりやすく、非定常作業が多くなることから、職場では災害防止のための特別な配慮が必要です。

先取り安全のリスクアセスメントの導入・定着や危険予知活動など日常的な安全衛生活動の強化につとめましょう。

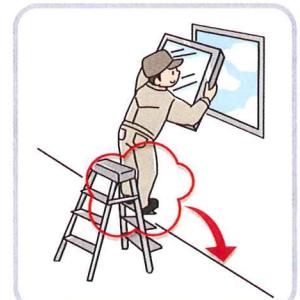


墜落・転落の防止

墜落・転落災害は、滑って、踏み外して、自分の動作の反動でつまずいたりが原因で事故は発生します。冬季特有の天候や寒さなど作業環境の悪化による災害も発生しますので、気をつけましょう。



自分の動作の反動で墜落



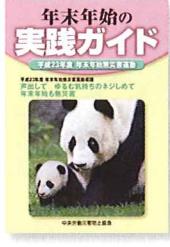
踏み外して転落

JISHA 中災防

応援します!! 安全・健康・快適職場
中災防賛助会員募集中!

中央労働災害防止協会(中災防) ※お問い合わせは企画課まで

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 [TEL] 03-3452-6049 [FAX] 03-5443-9845
[ホームページ] <http://www.jisha.or.jp/> [E-mail] koho@jisha.or.jp



中災防の図書・用品のご購入は

<http://www.jisha.or.jp/order/>

TEL:03-3452-6401 FAX:03-3452-2480

平成23年度

年末年始無災害運動実施要領

1. 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で41回目を迎える。

我が国における労働災害の被災者数は、今なお、年間48万人に及び、1,100人を超える労働者の尊い生命が失われ、一度に多数の労働者が被災する重大な災害も増加している。

一方、健康面では、仕事や職業に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に達しており、さらに精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移している。

本年3月に発生した東日本大震災では、働く人々を含め多くの人命が失われ、復旧・復興工事においても墜落・転落や飛来・落下などによる労働災害が発生している。さらに、冬季特有の悪天候や寒さなど作業環境の悪化による災害の発生も懸念されるところである。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められている。

とりわけ、年末年始はあわただしい時期であり、生活のリズムも変わりやすく、特に、年末の大掃除や機械設備の保守点検作業、年始の立ち上げ作業など、非定常作業が多くなることから、各事業場、職場では災害防止のために特別な配慮が必要となる。

このため、「安全第一」という基本に立ち戻り、作業前の指差し呼称での確認、作業手順の遵守、非定常作業における安全確認の徹底、交通ルールの遵守等について、今一度気を引き締めて行うことが重要である。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「**声出して ゆるむ気持ちのネジしめて 年末年始も無災害**」を標語として展開することとする。

2. 実施期間

平成23年12月15日から平成24年1月15日までとする。

3. 運動標語

「**声出して ゆるむ気持ちのネジしめて 年末年始も無災害**」

4. 主唱者

中央労働災害防止協会

5. 後援

厚生労働省

6. 実施者

各事業場

7. 主唱者の実施事項

- ①機関誌、インターネット等を通じての広報
- ②リーフレット等の制作及び配布
- ③小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8. 事業場の実施事項

- ①経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ②リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入定着
- ③メンタルヘルス対策の推進
- ④KY(危険予知)活動を活用した「現場力」の強化
- ⑤職場の整理・整頓・清掃・清潔・躰(5S)の徹底
- ⑥非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑦機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- ⑧安全衛生パトロールの実施
- ⑨火気の点検、確認等火気管理の徹底
- ⑩はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- ⑪交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- ⑫東日本大震災に伴う復旧・復興工事における墜落・転落等の労働災害防止対策
- ⑬健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- ⑭インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- ⑮安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- ⑯その他安全衛生意識高揚のための活動の実施